

徳島県内水面漁場管理委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において「あゆ」の採捕を禁止する。

なお、昭和五十四年四月二十四日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号については、令和三年十二月三十一日をもってこれを廃止する。

令和三年十二月二十八日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

一 禁止する区域

那賀川のうち川口ダムから上流の区域及びその支流赤松川、紅葉川、古屋谷川、南川（旧木頭村）及び坂州木頭川の区域

二 禁止する期間

六月一日から六月十九日まで

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年一月一日から令和十四年十二月三十一日までとする。